

2025年8月8日

株主各位

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号  
鳥居薬品株式会社  
代表取締役社長 近藤 紳雅

## 臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

### 決議事項

#### 第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025年9月1日を効力発生日として、当社の普通株式1,924,850株を1株に併合することを決定いたしました。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025年9月1日を効力発生日として、発行可能株式総数、単元株式数、定時株主総会の基準日及び電子提供措置等に関する定款の定めを変更することを決定いたしました。

以 上

## 株式併合及び単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025年9月1日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1,924,850株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することを決定いたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は必要ございません。

### 1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却について、当社は、当社株式が2025年8月28日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び本株式併合が当社の株主を塩野義製薬株式会社（以下「公開買付者」といいます。）のみとすることを目的とした本取引の一環として行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であることを踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年8月31日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が当社株式について実施した公開買付けにおける公開買付価格と同額である6,350円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数株式相当分の売却代金は、2025年11月下旬から12月下旬を目途に、株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

### 2. 主なスケジュール

当社株式の最終売買日	2025年8月27日（水）（予定）
当社株式の上場廃止日	2025年8月28日（木）（予定）
本株式併合の効力発生日	2025年9月1日（月）（予定）
端数相当株式の売却代金の交付	2025年11月下旬から12月下旬（予定）